平成２７年（フ）第４２号
北九州市八幡西区穴生４丁目17番22―405号
債務者　内藤　勝揮
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７５号
北九州市若松区東二島３丁目16番４号
債務者　マイティマックスジャパンこと　中淵　雅之
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８号
秋田市千秋矢留町６番22号　トーカンマンション千秋707号
債務者　須藤　幸彦
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４号
山形県酒田市富士見町１丁目13番地の16、前住所山形県酒田市若浜町23番28号
債務者　佐藤　国昭
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３２号
三重県津市安濃町戸島1025番地
債務者　三栄食品こと　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２９号
神戸市中央区下山手通７丁目３番６号
債務者　岡山　泰明
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１９号
大阪府貝塚市堀１丁目27―２、住民票上の住所大阪府貝塚市堀１丁目23番10号
債務者　茶谷　義和
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３９号
愛知県豊田市小松野町大沼18番地60、前住所愛知県豊田市深見町中川原1046番地21
債務者　横川　章男
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
愛知県西尾市富山町東郷８番地１　コーポスカイハートＤ棟101号室
債務者　加藤京子こと　李　　京子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
愛知県岡崎市美合町字平端23番地89
債務者　遠藤　和夫
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
愛知県額田郡幸田町大字大草字松山38番地１106
債務者　竹村　禎芳
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５号
北海道赤平市平岸新光町８丁目９番地
債務者　三和　俊幸
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第６号
北海道赤平市平岸新光町８丁目９番地
債務者　三和　弓子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
和歌山市雑賀崎1897番地、住民票上の住所和歌山県田辺市中芳養2152番地
債務者　**𠮷**　　智之
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
和歌山県有田郡有田川町大字糸野432番地３、住民票上の住所和歌山県有田郡有田川町大字市場172番地
債務者　川嶋　由佳
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
和歌山市中之島866番地の９　センターマンション705号
債務者　杉田住建サービスこと　杉田　晴一
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
和歌山市砂山南４丁目１番６号
債務者　大家　将臣（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係